

平成31年度 事業計画書

＝基本理念＝

“みんなで支え合い生涯を現役で過ごせるまちづくり”

社会福祉法人 西ノ島町社会福祉協議会

事業方針

1. 国においては「地域共生社会」の実現を目指し、市町村における包括的な支援体制の整備や地域福祉計画の充実が求められている。当町においても、国の政策動向や「しまね版第2次アクションプラン」を踏まえ、「西ノ島町地域福祉計画・西ノ島町地域福祉活動計画（2020年度～2024年度）」の策定作業に行政と協働で取り組む。また、「しまね版第2次アクションプラン」の行動方針である“つなげる”“受け止める”“挑戦する”を実践するため、職員一丸となってあらゆる福祉課題への対応、地域のつながりの構築に向けて取り組む。

つなげる 対象や分野を超えたネットワークの形成を図り、住民主体の地域づくりを進める。

受け止める 全ての住民の想いを丸ごと受け止め、寄り添い、共に解決に向けて行動する。

挑戦する 地域の生活・福祉課題に向き合い、その解決に向けて常に挑戦する。

2. 西ノ島町社会福祉法人連絡会の定期的な開催や各種関係機関との連携を強化し、制度の狭間にある地域の課題に積極的に対応できるよう法人内の各部署が情報を共有し、協力して取り組んでいく。また、公益的な取り組みとして始めた地域交流サロン事業（日向喫茶）も3年目を迎え、活動も定着し参加者に大変喜ばれている。社会福祉法人としての専門性を活かしながら一人ひとりに寄り添い、地域のボランティアや関係機関の協力を得て、集いの場を通して孤立の防止と社会参加を促し、福祉・生活課題の解決に向けて取り組む。

3. 「本郷小規模多機能型居宅介護事業所」は、一人ひとりの状態に応じた在宅生活が維持できるようケアプランに基づき柔軟にサービスを提供している。安定した経営を目指し、より一層家族や地域の方々の協力を得ながら、住み慣れた地域で安心して在宅生活が継続できるようサービスの質の向上に取り組む。また、学校や地域との交流を積極的に行い、地域の中の福祉の拠点となるよう地域に開かれた施設運営を行う。

4. 訪問介護事業、居宅介護支援事業は利用者の減少、軽度化により経営は厳しい状況が続いている。一方で、認知症や精神疾患、複合的な生活課題を抱えた利用者への対応等、職員の専門性も求められている。事業所として利用者の抱える生活課題を丸ごと受け止め、介護支援専門員を中心にケアプランの適正化を図り、医療機関やサービス事業所との連携を強化し適正なサービス提供に努める。

5. 生活支援ネットワーク会議を開催し、地域アセスメントの結果を踏まえ問題・課題・情報を共有する。また、新たな地域資源の開発や生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加を一体的に促進し、住民主体の支え合いのしくみづくりについて検討していく。

重点目標

1. 地域福祉活動計画（計画期間：H27～H31）に基づく事業の実施と評価
2. 地域福祉計画と地域福祉活動計画（計画期間：2020年度～2024年度）の一体的な策定作業
3. 住民相互の支え合い、助け合いを基盤とし、地域の実情に合った見守り・生活支援のしくみづくり
4. 地域アセスメントの結果を踏まえ、生活支援ネットワーク会議の開催による地域課題の共有、地域における新たな支え合い活動の推進に向けた協議
5. 本郷小規模多機能型居宅介護事業所の円滑な運営と、関係機関、地域住民、ボランティア等との連携強化
6. 介護保険法、障害者総合支援法に基づいた適正な事業運営とサービスの質の向上
7. 共同募金配分金を活用した住民の自主的な地域活動、ボランティア活動の推進と活動支援
8. 認知症初期集中支援チームのチーム員及び推進員として、研修会や交流会の実施
9. ホームページ、社協だより等を活用した広報活動の充実

実施計画

法人運営

地域福祉推進を担う組織として求められる専門性を高め、組織経営基盤の強化に努める。

- ・理事会 年5回 ・評議員会 年3回 ・監査会 年1回
- ・内部経理監査 年2回 ・部会随時（総務部会・福祉事業部会）
- ・委員会随時：生活福祉資金調査委員会・民生応急融通資金審査会・事故調査委員会
- ・経営組織のガバナンス（企業統治）、財務規律の強化、事業運営の透明性の向上に取り組むとともに、地域における公益的な取り組みを実践する。
- ・改正社会福祉法に的確に対応するとともに、関係法令を遵守し、地域住民、関係機関・団体からの信頼に確実に応える法人運営を行う。
- ・「美田コミュニティセンター」の指定管理を受託し、円滑な運営・管理を行う。

一般事業

1、生涯を自分らしくいきいきと暮らせるまちづくり

生きがいをもって充実した生活を送ることができるよう、ボランティア活動や地域活動ができる環境づくりを進め活動の支援を行います。

項目	事業名	事業のねらい、実施内容等	備考
ボランティアの育成と充実	1 ふれあいセンター事業	<p>地域住民や関係機関と連携・協力し、住民参加による事業の推進に努める。また、生活支援体制整備事業と連動し、地域の実情に合った新たな支え合い活動の体制づくりに向けて取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会の開催（年4回） ・地域応援隊事業の現状や課題を分析した上で、目的や役割、今後の事業の進め方について再検討する。 ・地域の様々なニーズに応える支え合い活動の創出、団体の立ち上げ支援 ・各種団体のネットワーク化 ・災害時対応マニュアルについての職員勉強会 ・情報紙の発行やホームページ、社協だよりを活用した広報活動の充実 ・各種補助金や助成金の紹介と活動支援 ・福祉教育の推進 ・地域交流事業等の支援 	自主財源
	2 ボランティア啓発、ボランティア研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ・あいサポート運動を推進するため、あらゆる機会を捉えて研修会を実施する。 	自主財源
		<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援者交流会の開催 子育てサポーターと子育て中の保護者の交流を通して制度の周知を図る。 	自主財源
生きがいづくり	1 ボランティア活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・住民自らが参画し、地域の多様な課題を解決するために実施するボランティア活動を支援する。 	共同募金配分金事業 <u>55千円×6団体</u>

	2	ふれあいまつり開催事業	・第6回ふれあいまつりの開催 ボランティア団体が日頃の活動を発表する場として、また、参加団体相互の交流の場、ネットワークづくりの場として実施する。	共同募金配分金事業 100千円
--	---	-------------	--	--------------------

2、みんなで支え合うまちづくり

地域住民が主体となり、助け合いや見守り体制が確立できるよう関係機関と連携しながら地域の実情にあった福祉活動を支援します。

項目	事業名	事業のねらい、実施内容等	備考
住民参加を促す活動の推進	1	生活支援体制整備事業 生活支援コーディネーターを配置し、地域における一体的な生活支援サービス等の提供体制の整備を推進する。 ・生活支援ネットワーク会議に参加・協力 ・地域課題の把握 ・事業の啓発 ・情報の共有と資源開発 ・ネットワークの構築 ・広報紙等による地域資源の紹介	西ノ島町受託事業
	2	広報・啓発事業 事業内容をわかりやすく住民に知らせるために広報活動の充実を図る。 ・ホームページのリニューアル ・情報の公表や事業活動の見える化 ・社協だよりの発行（年4回）	自主財源
	3	相談・情報提供 ふれあいセンターの運営によるボランティア活動の把握、相談、調整、情報提供を行う。	自主財源
地域の実情にあった福祉活動の推進	1	災害にも強い地域づくり支援事業 ・防災や減災をテーマとした取り組みを通して、日ごろの地域のつながりや小地域の活動、見守り等の重要性を再確認し「災害時にも強い地域づくり」を推進する。 ・見守り体制の確立 地区、行政、民生児童委員協議会との連携により、避難行動要支援者名簿に基づき、救急医療情報キット等を活用した各地区に合った見守り体制づくりに取り組む。	共同募金配分金事業 110千円×2地区

2	みんなで支え合うまちづくり推進事業	地域が抱える様々な課題に対して、地域住民が主体となって課題解決に向けて取り組む活動を支援する。 また、「しまね流自治会区福祉活動推進事業」が継続的に実施できるよう支援を行う。	共同募金配分金事業 55千円×7団体
3	歳末おそば配食事業	歳末にあたり、町内の80歳以上の一人暮らしの高齢者と夫婦ともに80歳以上の高齢者の世帯を対象におそばの配食をし、併せて安否確認をする。	共同募金配分金事業 63千円 (民生児童委員協議会の活動に協力)

3、安心して快適に暮らせるまちづくり

誰もが住み慣れた地域で、安心して過ごせるよう在宅福祉サービスの充実に努めます。

項目	事業名	事業のねらい、実施内容等	備考
在宅福祉サービスの充実	1 小規模多機能型居宅介護事業	住み慣れた地域での生活を維持することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、通い、訪問及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援する。	介護保険事業 介護給付対象者： 要介護1～5 予防給付対象者： 要支援1・2
	2 居宅介護支援事業	利用者が自立した生活を送れるよう、介護支援専門員が本人や家族の意向に沿って居宅介護サービス計画を作成し、適正なサービスが確保されるように、サービス提供事業者や関係機関との連絡調整を図る。 定期的にケアプランチェックを行い、サービスの適正化と職員の資質向上を図る。	介護保険事業 介護給付対象者： 要介護1～5
	3 訪問介護事業	適正な介護計画のもとに、利用者の自立した生活を支援するために、訪問介護員が居宅を訪問して、身体介護、生活援助、相談援助等の必要なサービスを提供する。	介護保険事業 介護給付対象者： 要介護1～5
	4 第1号訪問事業	利用者が要介護状態になることを予防し、居宅で自立した日常生活が送れるよう、訪問介護員が居宅を訪問して生活援助等を行い、生活機能の維持向上を図る。	総合事業対象者 予防給付対象者： 要支援1・2

在 宅 福 祉 サ ー ビ ス の 充 実	5	居宅介護事業	障害者総合支援法に基づく介護給付費の支給決定を受けた利用者に対し、訪問介護員により居宅において、利用者の状態に応じた身体介護、家事援助等のサービスを提供する。	障害者総合支援法に基づく事業
	6	介護予防ケアマネジメント事業	本人ができることは本人が行うことを基本とし、利用者の生活機能の向上に対する意欲を引き出し、目標を明確にした計画を作成する。また、サービスを適切に利用できるようサービス提供事業者や関係機関との連絡調整を図る。	西ノ島町受託事業 予防給付対象者： 要支援1・2
	7	配食見守りサービス事業	栄養改善や安否確認等が必要と認められた高齢者や障がい者に食事を届けることで、安心した在宅生活を送れるよう支援する。週5回（月～金）夕食のお弁当をボランティアにより配食する。	西ノ島町受託事業 利用料1食 <u>500円</u>
	8	認知症総合支援事業	認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チーム員及び認知症地域支援推進員として、チーム員会議に参加する。 また、支援のための情報の収集及び提供を行い、研修会や交流会を実施する。	西ノ島町受託事業
	9	ヘルパーほっとサービス事業	高齢者や障がい者等の、制度の枠内で対応できない通院介助・入退院時の支援・薬届け等の生活援助を行うため、ヘルパーが訪問し安心した在宅生活を送れるよう支援する。	地域公益活動 自主財源 利用料1時間 <u>260円</u>
	10	地域交流サロン事業	制度の狭間でサービスの利用ができない人や、サービス利用に繋がらない当事者を対象に、外出の機会をつくり、居場所づくりを目的に日向喫茶を開催する。 関係機関やボランティア等の協力も得て、参加者や家族の交流を図る。（月1回）	地域公益活動 （西ノ島町法人連絡会主催） 自主財源 利用料1回 <u>100円</u>
	11	産前・産後家事支援ヘルパー派遣事業	体調不良等により家事を行うことが困難（安静が必要等）な妊産婦で、日中に家族等から援助を受けられずに支援が必要な方に対して、ヘルパーを派遣し、必要な家事援助を提供する。	西ノ島町受託事業 利用料30分 <u>250円</u>

在宅福祉サービスの実	12	福祉運送（移動支援）事業	車椅子・ストレッチャー等を利用しないと、移動できない人（地域ケア会議で決定し登録制とする）に対して、福祉車両を利用し病院の送迎・隠岐汽船の乗降のための送迎を行う。（利用者負担なし）	西ノ島町受託事業
	13	福祉用具貸し出し事業	高齢や障がい等により、日常生活に支障のある人に必要な福祉用具を貸し出し、在宅生活を支援する。 （電動ベッド・車椅子・エアーマット等）	介護保険外（有料）
	14	生活福祉資金貸付事業	低所得者・障がい者・高齢者・失業者等からの相談に応じ、自立支援に向けて必要な資金貸し付けを行う。 生活困窮者に対し貸付金等の相談を行い、行政と連携し、自立した生活を送ることができるよう支援する。	（資金貸付主体： 県社協）
	15	民生応急融通資金貸付事業	低所得者・障がい者・高齢者・失業者等を対象に、生活困窮時における資金の貸し付けを行う。また、急迫状態にある生活困窮者に対する緊急現金貸付も併せて行う。	貸付限度額 <u>50千円</u> （緊急現金貸付： <u>10千円</u> ）
	16	日常生活自立支援事業	判断能力の不十分な方を対象とし、日常の金銭管理・各種福祉サービスの利用援助・重要書類の預かりサービス等を行い、利用者が安心して日常生活を送れるよう支援する。	県社協受託事業 利用料 1 時間 <u>1,200 円</u>

子育て支援	1	子育てサロン事業	子育て中の親子や妊産婦が「楽しく、気軽に、無理なく自由に、どこでも」をキーワードに子育てを楽しみながら参加できるサロンを開催し、仲間づくりを支援する。 月2回（第2・第4木曜日） 月1回（第3木曜日は社協主体：地域公益活動）	民生児童委員協議会の活動に協力 （共同募金配分金事業） <u>85千円</u> (利用料:1世帯50円)
	2	一時預かりサービス	地域応援隊の協力会員が子どもを短時間預かることにより、子育て世代の支援を行う。	(利用料:1時間600円)
	3	赤ちゃん訪問事業	年度内に産まれた新生児を対象に、保健師の新生児訪問に併せて民生児童委員が訪問し、図書カードを贈呈するとともに、子育てサロンへの参加を促す。	共同募金配分金事業 <u>50千円</u>

4、福祉の心を育むまちづくり

啓発活動や福祉教育の推進、関係機関との連携を図りながら、住民相互の支え合いによる地域づくりを進めます。

項目	事業名	事業のねらい、実施内容等	備考
意識を高める活動の推進	1	福祉教育推進事業 西ノ島小学校、西ノ島中学校が年間を通して、福祉活動や地域の人や高齢者等とのふれあいを通して福祉に関心をもち、思いやりの心を育てる福祉教育推進活動を支援する。	共同募金配分金事業 <u>100千円</u> (小学校50千円) (中学校50千円)
	2	各種助成金の紹介や活動の支援 各種助成事業の啓発、申請受付、活動の支援を行う。	

ネットワークの推進	1	各種関係機関等との連携強化	<p>各種連絡会に参加し、関係機関との連携を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 隠岐養護学校進路指導支援相談ネットワーク会議 ・ 療育ネットワーク会議 ・ 隠岐圏域女性に対する暴力対策関係機関連絡会議 ・ 西ノ島町中央公民館運営審議会 ・ 西ノ島町社会教育委員会 ・ 西ノ島町健康づくり推進協議会 ・ 西ノ島町地域ケア会議 ・ 西ノ島町サービス調整会議 ・ デイサービス、短期入所事業所との連絡会 ・ 和光苑入所判定会 ・ 社会福祉法人連絡会 等 	
	2	民間団体のネットワーク化	<p>各種団体の連絡会、ふれあいセンターへの登録等を通して、民間団体のネットワーク化に取り組む。</p>	

その他

- ・ 西ノ島町共同募金委員会の事務及び事業
運営委員会 3回、審査委員会 2回、監査会 1回、募金ボランティア連絡会 1回
- ・ 西ノ島町民生児童委員協議会の事務及び事業
定例会 5回、学校・保育所訪問、各種研修会、歳末おそば配食事業、子育てサロン事業、赤ちゃん訪問事業、登校時見守り活動
- ・ 西ノ島町高齢者クラブ連合会の事務及び事業